

山形銀行 定期預金規定 8. 自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に前回と同一内容の期日指定定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
ただし、継続後の元金が300万円以上の場合は、自由金利型3年定期預金（M型）に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日の指定は、支払または解約の申出をうけた日（当行所定の払戻請求書に記入された日）とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) この預金の一部について支払があった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱をします。
- (3) 上記第1項による満期日の指定のない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 最長預入期限が到来した場合は、引き続き最長預入期限に継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 …… 通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 …… 通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても上記第1項と同様の方法により計算します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 …… 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以上

(2020年4月1日現在)